

平成30年6月6日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社指名停止措置について

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

下記のとおり指名停止措置を行いました。

記

1. 指名停止措置業者名 : 一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター
業者の住所 : 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
2. 指名停止措置期間 : 3ヵ月 平成30年6月6日～平成30年9月5日
3. 指名停止措置の範囲 : 北九州PCB処理事業所に係る案件
4. 事実概要
上記の事業者は平成30年3月23日付で契約締結した「北九州PCB処理事業所運転廃棄物等処分委託（H30）業務委託契約書」について契約を履行することができないとして当該契約を解除したため。
5. 指名停止措置理由
上記4は、「指名停止措置要領」別表第2第14号（不正又は不誠実な行為）に該当すると認められる。

「指名停止措置要領」別表第2第14号

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

以上